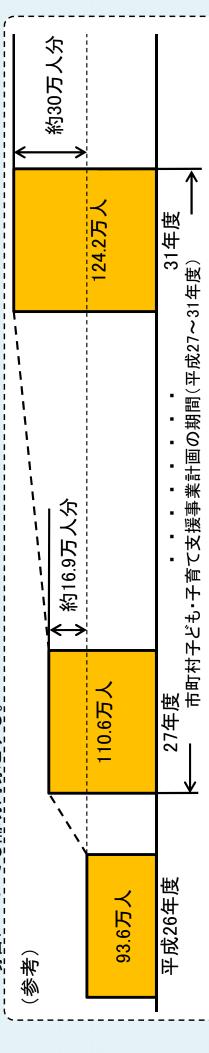
- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに 放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算(案) に「量的拡充」及び「質の改善」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づ
  - 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】 、取組を支援 放課後児童クラブ関係予算

|子ども・子育て支援交付金(仮称):内閣府予算に計上

- . 運営費等 431. 7億円【対前年度比 73. 0億円増 (1)量的拡充
- 936,452人(26年度) → 1,105,656人(27年度) [約16.9万人増] 受入児童数の拡大
- ② 補助対象の拡大等
- ア 10人未満の放課後児童クラブについても補助対象(※)とする(特例分(開設日数200~249日)も同様)
- (※)山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合を対象とする予定
  - イ 補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し
- ③ 既存施設の改修や修繕等に係る補助の見直し
- **放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に要** する経費の補助)について、新たに放課後児童クラブを実施する場合に加え、既に放課後児童クラブを実施している 合についても補助対象とする。



(※)平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

## 「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実 4

### P 放課後子ども環境整備事業の充実

# -体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 7.1億円【拡充】

(ア)事業内2

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、これまで の放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修 待及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

# 幼稚園・認定こども園等の活用の促進 3.9億円[拡充]

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等する ための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額(案):5,000千円

### 2. 6億円【新規】 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称)

(ア)事業内容

待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な 放課後児童クラブにおける待機児童の解消を加速するための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、 賃借料の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額(案):3,080千円

### 4. 2億円【新規】 放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称)

(ア)事業内容

育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童 授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全 の解消を促進するための補助を行う。

(イ)補助基準額(案):435千円

#### (2)質の改善

42. 9億円【継続・拡充】 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を 超えて開所し、 (ア)事業内容

( i )家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置するクラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を 上乗せ

( ii )または、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せ するために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):(i)1,539千円 (ii)2,831千円

7.0億円[新規] 障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置 (N)

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。 (ア)事業内容

(イ)補助基準額(案):1,712千円

4. 0億円【新規】 ③ 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

(ア)事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、 19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):532千円

整備費 143.3億円【対前年度比 118.3億円増】

子ども・子育て支援整備交付金(仮称):内閣府予算に計上

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置 付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

(1)実施主体:市町村

(2)補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

(3)補助率:1/3(大都市特例なし)

国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3

. 国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3

(4)平成27年度予算(案)における改正内容

(1) 対象か所数の増

319か所(26年度) → 1,096か所(27年度(案))

資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ (N)

創設整備 23,556千円(26年度) → 24,427千円(27年度(案))

③ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充 のための市町村への支援策の充実)

の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校 学校敷地内等創設整備 48,859千円(27年度(案)

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

4 補助対象事業者

社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加

### 7億円の内数 1 5 職員の資質向上・人材確保等研修事業 3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(仮称):厚生労働省予算に計上

# (1)放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】

#### 事業内容

援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支 県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

- 実施主体:都道府県
- 補助基準額(案):1回当たり 810千円
- 補助率:国1/2、都道府県1/2  $\Theta$
- その他:放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、 運営費に計上。

# (2)放課後児童支援員等資質向上研修事業[拡充]

#### 事業内容

認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県 支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経 準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて 等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられるため、都道府県等が放課後児 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県が行う認定資格研修は、新たな基 費の補助を行う。

また、平成27年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施でき る体制を整備する。

- 実施主体:都道府県、指定都市、中核市、市町村
  - 補助基準額(案):1か所当たり 1,424千円
- 補助率:国1/2、都道府県·指定都市·中核市·市町村1/2
- その他:放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営  $\Theta \Theta \Phi \Theta$

## 放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容 参考1)

〇「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、運営費の国庫補助基準額の見直しを行うこと とし、賃金単価の見直し、研修関係経費の充実などに必要な経費を計上。

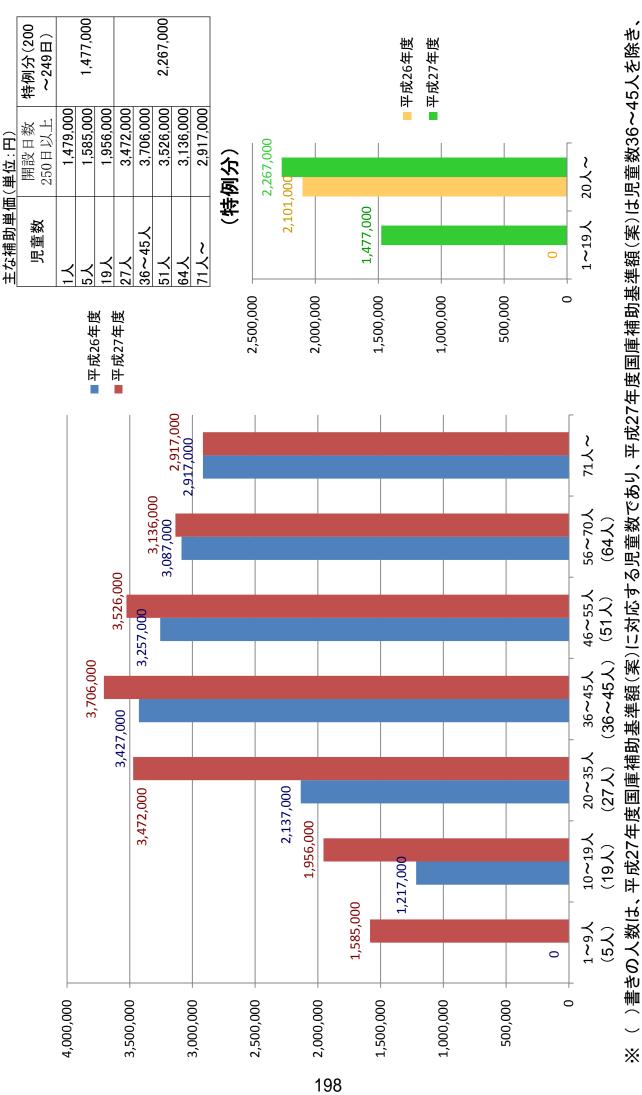
国庫補助基準額 (賃金単価の増) うち研修関係 経費: うち人件費相 当分: (対象人数、日 数、回数の増) 3,706,000円) 7,412,000円 5,329,000円 793,000円 年間平均時間数) ※長期休暇等分 年間平均時間数 長時間開設加算 (263,000円× × 田000'585) 米中田分 (36~45人單価) 平成27年度(案) 7,412,000円 基本額 30,000円×日数 開設日数加算 年間平均時間数) 長時間開設加算 年間平均時間数) ※長期休暇等分 (251,000円× × 田000/255) 米中日分 (36人以上のクラブに計上 (40人規模のクラブが最高額) 長期休暇補助者加算 適正規模移行加算 (36~45人単価) 1,900,000円 大規模加算 3,935,000円 ,020,000円 平成26年度 基本額 29,000円×日数 開設日数加算 国庫補助基準額: うち人件費相当分: 事業費ベース 3,427,000円) 6,855,000円 うち研修関係 5,100,000円 247,000円

※大規模加算及び長期休暇補助者加算については、基本額に含まれている。

197

# 平成26年度と平成27年度の国庫補助基準額(案)の比較

(参考2)



人ごとに異なる。

※ 平成27年度の19人以下の国庫補助基準額(案)には、質の改善の「19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置」分532千円を含む。

#### 平成27年度放課後児童健全育成事業 単価 (案)

※本表における事業の構成及び単価については現時点の案であり、今後変更があり得る。

事業	基準額(案)	対象経費
放課後児童健全	1 放課後児童健全育成事業費	放課後児童健全
育成事業	(1) 開設日数 250日以上	育成事業の運営
	①1支援の単位(年間平均登録児童数1~19人)当たり年額	に必要な経費
	1,424,000円-(19人-年間平均登録児童数)×26,500円	
	②1支援の単位(年間平均登録児童数20~35人)当たり年額	※飲食物費を除
	3,706,000円- (36人-年間平均登録児童数) ×26,000円	<.
	③1支援の単位(年間平均登録児童数36~45人)当たり年額	
	3, 706, 000円	※4の放課後児
	④1支援の単位(年間平均登録児童数46~70人)当たり年額	童クラブ開所時
	3,706,000円- (年間平均登録児童数-45人) ×30,000円	間延長支援事業
	⑤1支援の単位(年間平均登録児童数71人以上)当たり年額	及び6の小規模
	2,917,000円	クラブ(19人以
	⑥開設日数加算額(1支援の単位当たり)	下) における職
	15,000円×250日を超える日数	員の複数配置(仮
	(1日8時間以上開所する場合)	称)の対象とな
	⑦長時間開設加算額 (1支援の単位当たり)	る経費を除く。
	(ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する 場合)	
	292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」	
	の年間平均時間数	
	(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開設する場合)	
	131,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数	
	(2) 特例分(開設日数 200~249日)	
	① 1 支援の単位(年間平均登録児童数20人以上)当たり年額 2,267,000円	
	②1支援の単位(年間平均登録児童数1~19人)当たり年額 945,000円	
	③長時間開設加算額(1支援の単位当たり)	
	平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合)	
	292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数	
	※ 年間平均登録児童数10人未満の支援の単位については、	

- ① 山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している 場合
- ② 上記のほか、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合

のいずれかに該当するものについて、補助対象とする予定。

- 2 放課後子ども環境整備事業費
- (1) 放課後児童クラブ設置促進事業
  - ①開設準備経費を含まない場合

7,000,000円×か所数

②開設準備経費を含む場合

7,600,000円×か所数

③次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に一体 型の目標事業量等を記載している場合 料とし、当該年

8,000,000円×か所数

- (2) 放課後児童クラブ環境改善事業
  - ①開設準備経費を含まない場合

1,000,000円×か所数

②開設準備経費を含む場合

1,600,000円×か所数

- ③次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に一体型の目標事業量等を記載している場合
  - (ア)小学校の余裕教室を活用して放課後児童クラブを設置 するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円×か所数
  - (イ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円×か所数
- (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円×か所数
- (4) 倉庫設備整備事業

3,000,000円×か所数

3 放課後児童クラブ支援事業費

(1) 障害児受入推進事業

1支援の単位当たり年額

1,712,000円

- (2) 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称)
  - ※ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への

一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする

放課後子ども環 境整備事業に必 要な経費

※開設準備経費 は、礼金及の賃借 おとし、当該年 度中に支払われ たものに限る。

放課後児童クラ ブ支援事業に必要な経費

1支援の単位当たり年額	
3, 080, 000円	
(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称)	
1支援の単位当たり年額	
435, 000円	
4 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業	放課後児童クラ
(1) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従	ブ開所時間延長
事する者を配置する放課後児童クラブに非常勤職員1名分	支援事業事業を
の処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助	実施するために
1支援の単位当たり年額 1,539,000円	必要な給料、職
(2) 地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常	員手当(時間外
勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要	勤務手当、期末
な経費の補助	勤勉手当、通勤
1支援の単位当たり年額 2,831,000円	手当)、共済費(社
	会保険料)、賃金、
	委託料及び補助
	金
5 障害児受入加配(5人以上)(仮称)	事業に必要な経
1支援の単位当たり年額 1,712,000円	費
6 小規模クラブ(19人以下)における職員の複数配置(仮称)	事業に必要な給
1 支援の単位当たり年額 532,000円	料

### 「子育て支援員」研修について

#### 颧侧侧

- **揩** | <u>ついては、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの</u> 預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護に 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター 支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従 事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するため の全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

### 「子育て支援員」とは

- 証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員とし て保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了 修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を 学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育 分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域 子育て支援 など子ど も・子育て分野に従事

### 研修受講から認定までの流れ

実施主体(都道府 県・市町村等)に 研修申込



修了証書の 発行



子育て支援員 に認定

- 三 三
(
本金
記 動
(基本)
田参
支援員
- 動し
_لرا

	, io	8科目	①子ども・子育て家庭の現状(60	て家庭の現	(长)	②子ども家庭福	家庭福祉	(60分)	③子どもの発達	発達	(60分)	④保育の原理	り原理	(60分)
臣称	<u></u>	<b>副</b>	⑤対人援助の価値と倫理	価値と倫理	(长09)	⑥子ども)	⑥子ども虐待と社会的養護()	的養護 (60分)	⑦子どもの障害	呈動(	(60条)	⑧総合演習	東部	(60分)
コース 拡張後児童		6科目 9時間	①放課後児童健 全育成事業の目 的及び制度内容 (90分)		②放課後児童クラブ における権利擁護と その機能・役割等 (90分)		③子どもの発達理解 と児童期(6歳~12 歳)の生活と発達 (90分	能達理解 歳~12 発達 (90分)	(4)子どもの生活と 遊びの理解と支援 (90分)	ulu 🔿	⑤子どもの生活面 における対応等 (90分)	生活面 応等 (90分)	⑥放課後児童クラブ に従事する者の仕事 内容と職場倫理 (90分)	⑥放課後児童クラブ に従事する者の仕事 内容と職場倫理 (90分)
<b>拉</b> 条的	0	9科田	①社会的養護の理解	$\overline{}$	②子ども等の権利擁護、 尊厳の遵守、職業倫理	等の権利接守、職業作	権護、対象者の 角理 (60分)		③社会的養護を必要とする子ど もの理解 (90分	要とする子(90)	$\widehat{}$	④家族との連携	軍	(60条)
	<del></del>	11時間	⑤地域との連携	60分)	⑥社会的 の遊び理()	養護を必§ 解と実際	⑥社会的養護を必要とする子ども の遊び理解と実際 (90分)		②支援技術 (60分)		⑧緊急時の対応 (6	0谷)	<ul><li>(1)</li><li>(1)</li></ul>	<b></b> (120分)
岩域	本本型	9科目 24 時間	①地域資源の理解 (事前学習)	②利用者 支援事業 の概要 (60分)	海湾の海海の東西の対象を対して	(中) (中) (利) (利) (利)	(4)利用者支援 専門員に求め られる基本的 姿勢と倫理	⑤記録 の取扱 い	⑥事例分析 I ~ジェノグラムと エコマップを活用 したアセスメント	ン馬さ	<ul><li>③事例分析 II</li><li>一社会資源の活用とコーディオーション</li></ul>		(8)まとめ	③地域資源の見楽
叶恒			(480分)		(60分)		(90分)	(60分)	)6)	(90分)	(90分)	<u></u>	(30分)	(480分)
で支援コース	特定型	5科目 5.5 時間 (※)	①利用者支援事業の 概要 (60分	爰事業の (60分)	② 利用 素め の 角 用	②利用者支援専門員に 求められる基本的姿勢と 倫理 (60分)		③保育資源の概要 (90分)		④記録の取扱い	扱い (60分)	(r)	⑤まとめ (60分)	<b>%</b>
	製点	6科目 6時間	①地域子育て支援拠点 を全体像で捉えるための 科目 (60分)	C支援拠点 Eえるための (60分)		②利用者理解 (60分)		③地域子育て支援 拠点の活動 (60分)	(4)講座の企画(6)	E画 (60分)	(5)事例検討   (6)	l計 (60分)	⑥地域資源の連携 づくりと促進 (60分	源の連携 進 (60分)
		————————————————————————————————————	※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内		には、自治体	ぶによって,		量いが大きい	容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。	め、地域の	0実情に応じ	て科目を追	自加することを	<b>を想定。</b>

## 子育て支援員研修(基本・専門)科目一覧(案)②

⑤小児保健 II (60分)	<ul><li>①特別に配慮を要する子どもへの対応(0~2歳児)</li><li>(90分)</li></ul>		⑤見学オリエンテー ション (30~60分)		⑤見学オリエンテー ション (30~60分)		
④小児保健 I (60分)	<ul><li>③保育者の職業倫理と 配慮事項</li><li>(90分)</li></ul>		<ul><li>④地域型保育における 保護者への対応 (90分)</li></ul>		(4)一時預かり事業にお ける保護者への対応 (90分)		④援助活動の実際 (120分)
③乳幼児の食事と 栄養 (60分)	8安全の確保とリス クマネジメント (60分)		③地域型保育の運 営 (60分)		③一時預かり事業 の運営 (60分)		③ファミリー・サポート・センターにおける 保護者への対応 (90分)
②乳幼児の発達と 心理 (90分)	⑦地域保育の環境 整備 (60分)	①実施自治体の制度について(任意) (60~90分)	②地域型保育の保 育内容 (120分)		②一時預かり事業 の保育内容 (120分)		②ファミリー・サ ポート・センターの 援助内容 (120分)
①乳幼児の生活と 遊び (60分)	⑥心肺蘇生法 (120分)	⑪グループ討議 (90分)	①地域型保育の概要 要(60分)	⑥見学実習 2日以上	①一時預かり事業 の概要 (60分)	⑥見学実習 2日以上	①ファミリー・サ ポート・センターの 競ש (60分)
	12科目 15~ 15.5 時間			6科目 6~ 6.5 H2日 以上		中 第二十 2日 以上	4科目 6.5 時間
	# 週			選 択 地域型保育 一時預かり事業 サポート・センク ファミリー・			サポート・センターファミリー・
<b>2 科目~ 2 時間 ~ 2 時間 → 2 時間 → 2 時間 → 7 日以上</b> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
地 塚 保 吉 I — ス							

# 子育て世代包括支援センターの整備

平成26年度補正予算:2.5億円

#### 事業概要

性に応じた妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行うための事業を前倒しして、 トップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、平成27年度における各地域の特 現状、様々な機関が行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンス 50市町村分の運営及び実施場所の修繕に要する経費について支援する。

#### 補正事由

206

我が国の危機的な人口減少を克服するためには、若い世代が安心して妊娠・出産、子育て ができるような環境を実現することが必要である。

このため、早急に地域においてワンストップで子育て世帯の相談に対応できる体制を整え、 しかしながら、現実には虐待による死亡事例が後を絶たない状況にある等、悩みを抱え、 支援を必要とする子育て世帯が少なからずあり、早急な対応が求められている。

子育て世帯の安心感を醸成することを目的として補正計上する。

#### 所要額

2.5億円

#### 実施主体

市町村

#### 補助率

1/2

# 妊娠-出産包括支援事業の展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括 支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
  - ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世 帯の「安心感」を醸成する。
    - 平成27年度実施市町村数(予定):150市町村  $\blacksquare$ 平成26年度補正予算実施市町村数(予定):50市町村

地域の実情に応じて、 地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネー

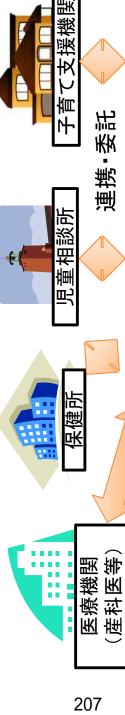
ターが、各機関との連携・情報の共有を図り、<mark>妊娠期から子育て期にわたる総合的</mark>

相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、

支援者には支援プランを作成

産前・産後サポート事業、産 後ケア事業等を実施

地域の包括支援体制の 構築 妊産婦等を支える



子育て支援機関 子育て世代包括支援センター

利用者支援 実施施設 0

民間機関

保健師

ンーツャラ ワーカー

助産師

情報の共有

産前・産後サポート事業(子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援)

田麻

丘娠期

妊娠前

不妊相談 及啓発

而親学級等

妊婦健診

妊娠に関する普

₩₩

産後ケア事業(心身のケアや育児サポート等) 定期健診 乳児家庭 全戸訪問

予防接種

養子縁組

子育て支援策 保育所

育児

里親

-乳児院

その他子育て支援策

# 不妊に悩む方への特定治療支援事業について

#### 事業の概要

- 加亿 翢
- 对象治療法  $\bigcirc$ 
  - 対象者
- 給付の内容 0

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要す 費用の一部を助成

6

(以下「特定不妊治療」という。 体外受精及び顕微授精 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断 された法律上の婚姻をしている夫婦 回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止 通算 樰 したものついては、1回7.5万円)、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回まで、 通算10回を超えない

年間助成回数 ※平成26年度に40歳未満の方で新規に助成を受ける場合については、 通算助成回数6| 助成期間の限度を廃止し、

30万円 (夫婦合算の所得ベース)

事業実施主体において医療機関を指定

指定医療機関

実施主体

補助率

所得制限

都道府県、指定都市、中核市(全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み

Ø 都道府県・指定都市・中核市1 Ø (負担割合:国 Ø

#### 珊 织

認 平成16年度創 平成18年度 平成19年度 輝 正予 平平平平球球球球 Ø

1年度補正<sup>3</sup>2年度予算 3年度予算 5年度予算

平成25年度補正予算

2回までに増額 730万円) 給付金額を1年度あたり1回10万円、 支給期間2年間として制度開始 支給期間2年間を5年間に延長 給付額10万円→15万円 給付額15万円を継続 所得制限額を(650万円

1 年度目を年3回に拡充

安心こども基金により実施 凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等の給付額を見直| 5万円, 部助成対象範囲を見直 (15万円→7.

#### 支給実績

# 小児慢性特定疾病の医療費助成の概要

〇 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減 を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

#### 医療費助成の概要

対象者の要件

長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること(④長期にわたって高額な医療費の負担が ※①慢性に経過する疾病であること(②生命を長期に脅かす疾病であること(③症状や治療が ・小児慢性特定疾病(※)にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。 続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。

•18歳未満の児童等であること。(ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、 かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。

- 実施主体
- 国庫負担率
- 报拠条文

児童福祉法第19条の2、第53条

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。 /2(都道府県·指定都市·中核市1/2) 都道府県·指定都市·中核市

#### **対象疾病・対象者**

- 対象疾病数:704疾病(14疾患群)
  - 約15万人(平成27年度推計)

#### 予算額

- 平成26年度予算:267, 720千円(2か月分) ③染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群
- 平成27年度予算案:16,241,220千円(+13,570,500千円)

資料39

#### 対象疾患群

8先天性代謝異常

9血液疾患 10免疫疾患

- 悪性新生物
- 曼性呼吸器疾患 慢性腎疾患
  - 慢性心疾患 内分泌疾患

①慢性消化器疾患

①神経•筋疾患

- 河河河湖

孙皮膚疾患

#### 無無 Ш 小児慢性特定疾病児童

#### 【事業の目的・内容】

皿 学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、 自立促進を図る。 立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により| |実施主体】 都道府県·指定都市·中核市 幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、

/2(都道府県・指定都市・中核市1/2) 庫負担率 出

児童福祉法第19条の22、第53条 【根拠条文 予算額

平成27年度予算案:926,832千円(+695,124千円) 1 平成26年度予算:231,708千円

### く必須事業>(第19条の22第1項)

#### 相談支援事業



<相談支援例>

- ・自立に向けた相談支援
  - '療育相談指導
    - ·巡回相談
- ・ピアカウンセリング

### 小児慢性特定疾病児童自立支援員



- |関係機関との連絡・調整及び 利用者との橋渡し
- ・患児個人に対し、地域における 各種支援策の活用の提案

### く任意事業>(第19条の22第2項)

#### 療養生活支援事業



就職支援事業



· 職場体験

介護者支援事業

その他の自立支援事業



- |第19条の第22項第5号]| 身体づくり支援 1等 学習支援

資料40

【第19条の22第2項第1号】 ・フスパイト

・患児同士の交流

(第19条の22第2項第2号) ・ワークショップの開催



